

広島県人権啓発推進プラン（第5次）の骨子案について

令和2年10月19日
人権男女共同参画課

1 趣旨

県の人権啓発に関する施策を推進するための実施計画である広島県人権啓発推進プラン（第4次）が今年度で終了することから、これまでの成果や課題を検証し、計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえ、広島県人権啓発推進プラン（第5次）を策定する。

【人権啓発推進プランの位置づけ】

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条に基づき、本県の基本方針等を定めた「広島県人権教育・啓発指針」（平成14年5月策定）の人権啓発部分に係る実施計画
- ・ 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に基づき実施される施策や分野別計画のうち、人権啓発部分をまとめた実施計画

2 骨子案の概要

(1) 現行プランの振り返りの総括

現行プランにおいてさまざまな人権啓発に取り組んできたが、依然として人権侵害事案が発生するなど、人権尊重に関する意識改革は十分でなく、引き続き取組を続けていく。

更に、性的指向や性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化などの新たな課題についても、対応していくことが必要となっている。

また、各分野で実施されている啓発について、実施内容、時期、対象などを踏まえて更に連携を図ることで、より効果的・効率的な人権啓発ができるような仕組みづくりを行っていくことが必要である。

(2) 次期プランの期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）（5年間）

(3) 次期プランの目指す姿（5年後の人権啓発の姿）

- 個々人の性別、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発が行われるとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組が行われています。
- 県民が多様性に関する正しい知識を得る機会や、課題に合わせた体験学習など日常生活の中に反映されるような実践的な講座に参加できる機会が増えています。

【モニタリング指標】

日常生活の中で、人権が尊重されていると感じている人の割合（県政世論調査）

<参考> 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における目指す姿（10年後）

人権意識や男女共同参画意識を高める啓発を受ける機会が広がり、個々人の性別、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め、尊重し合う意識が醸成されています。

(4) 次期プランの構成

目指す姿と基本的な考え方

【目指す姿】 5年後の人権啓発の姿を記載する。

【基本的な考え方】 人権啓発を行う上での普遍的な視点について、基本的な考え方を記載する。

- ・ 人権に関する基本的な知識の習得
- ・ 個性を尊重する意識の醸成
- ・ 実際の行動への反映

分野別の取組

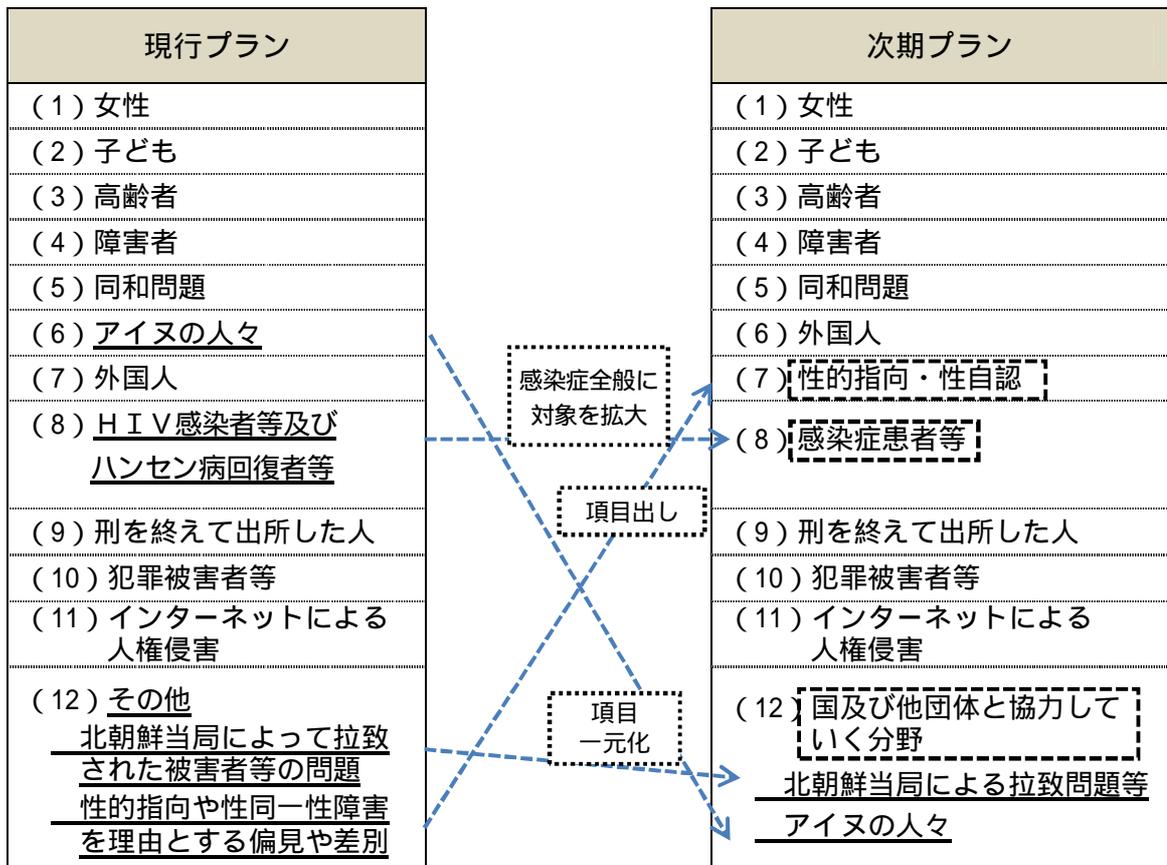
分野 〔関連するビジョンの施策領域〕	取組の基本方針	県計画や個別の法 改定予定及び策定予定を含む
(1) 女性 〔地域共生社会〕 〔働き方改革・多様な主体の活躍〕	性別に基づく差別や権利侵害の根絶及び性別による役割分担意識の是正に向けた意識変革を図る啓発を行うとともに、男女がともに意欲と適性に応じて能力を発揮でき、ライフイベントと両立しながら安心して働き続けることができる環境づくりに向けた理解促進を図る。	広島県男女共同参画基本計画(第5次) 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)
(2) 子ども 〔地域共生社会〕 〔子供・子育て〕	児童虐待をはじめとした子供の人権侵害を防ぐとともに、子供の健やかな育成のための情報提供や啓発に取り組む。	ひろしま子供の未来応援プラン 広島県地域福祉支援計画
(3) 高齢者 〔地域共生社会〕 〔健康〕	高齢者が活躍できる環境づくりに向けた啓発や認知症、虐待等の正しい知識の普及啓発を行う。	第8次ひろしま高齢者プラン 広島県地域福祉支援計画
(4) 障害者 〔地域共生社会〕 〔働き方改革・多様な主体の活躍〕	障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発を実施する。	第4次広島県障害者プラン 広島県地域福祉支援計画
(5) 同和問題 〔地域共生社会〕	同和地区出身者であることなどを理由とした差別等を防止するため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行う。	〔部落差別の解消の推進に関する法律〕
(6) 外国人 〔地域共生社会〕 〔働き方改革・多様な主体の活躍〕	異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行う。	〔本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律〕
(7) 性的指向・性自認 〔地域共生社会〕	性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認め合う意識の醸成に向けた啓発を行う。	広島県男女共同参画基本計画(第5次)
(8) 感染症患者等 〔地域共生社会〕	感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及を図る。	○広島県感染症予防計画 〔感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〕 〔ハンセン病問題の解決の促進に関する法律〕
(9) 刑を終えて出所した人 〔地域共生社会〕	刑を終えて出所した人に対する一般の方の不安感や抵抗感を軽減し、そうした人の社会復帰を進めるための啓発を行う。	広島県再犯防止推進計画(仮称) 〔再犯の防止等の推進に関する法律〕
(10) 犯罪被害者等 〔地域共生社会〕 〔治安・暮らしの安全〕	犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、県民の理解や共感を深めるための啓発を行う。	「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動「第5期アクション・プラン」
(11) インターネットによる人権侵害 〔地域共生社会〕	インターネットを通じた、個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、適正なインターネット利用や被害を受けた場合の救済手段の周知啓発を行う。	〔個人情報保護法〕
(12) 国及び他団体と協力していく分野 北朝鮮当局による拉致問題等〔 - 〕 アイヌの人々 〔地域共生社会〕	北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていく。 先住民族であるアイヌの人々について、歴史や文化を含めた正しい知識を啓発する。	〔拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律〕 〔アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律〕

効果的な啓発の実施
プランの推進

3 スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	現行計画検証		骨子案		素案		最終案		策定
経営戦略会議			骨子		素案				報告
生活福祉委員会			骨子		素案				報告
パブリックコメント					パプコメ				

【参考】 次期プランの分野の見直しイメージ



広島県人権啓発推進プラン（第5次）骨子案

1 趣旨

平成 28 年 3 月に策定した「広島県人権啓発推進プラン」(以下「プラン」という。)の計画期間が今年度末で終了することから、現行プランの振り返りや社会の情勢変化等を踏まえ、次期プランを策定する。

2 人権啓発推進プランとは

(1) 法令上の位置づけ

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）第 5 条に基づき、本県の基本方針等を定めた「広島県人権教育・啓発指針」（平成 14 年 5 月策定）の人権啓発部分に係る実施計画に位置づける。

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【広島県人権教育・啓発指針】

第 6 指針の推進

1 推進プランの策定

この指針に基づき、県民一人ひとりが人として尊重され、だれもがいいきと生活できる社会を形成していくという視点に立ち、人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の諸課題を把握した上で、人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを策定する。

(2) 人権啓発推進プランの意義

- ・ 当該プランに定めるそれぞれの分野については、その分野に関連する計画や個別の法により、施策の推進や課題解決の取組が進められているが、そのうち「人権啓発」に関する施策を抜粋・とりまとめた上で、施策間の連携等を図ることで啓発活動をより効果的・効率的なものとすることを目的として策定している。
- ・ 人権教育については、「広島県人権教育推進プラン」（平成 14 年 12 月策定）に基づき推進している。

人権啓発とは（「広島県人権教育・啓発指針」より）

県民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する県民の理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

3 現行プランの振り返り

(1) 現行プラン（広島県人権啓発推進プラン（第4次））の項目体系

「人権課題別分野」に対する項目	
分野	県計画や個別の法
(1) 女性	広島県男女共同参画基本計画（第4次）(H28～R2年度) 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）(H28～R2年度)
(2) 子ども	ひろしま子供の未来応援プラン（R2～6年度） 広島県地域福祉支援計画（R2～6年度）
(3) 高齢者	第7期ひろしま高齢者プラン（H30～R2年度） 広島県地域福祉支援計画（R2～6年度）
(4) 障害者	第4次広島県障害者プラン（H31～R5年度） 広島県地域福祉支援計画（R2～6年度）
(5) 同和問題	[部落差別の解消の推進に関する法律]
(6) アイヌの人々	[アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律]
(7) 外国人	[本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律]
(8) HIV 感染症等及びハンセン病回復者等	○広島県感染症予防計画（R元） [感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律] [ハンセン病問題の解決の促進に関する法律]
(9) 刑を終えて出所した人	[再犯の防止等の推進に関する法律] 広島県再犯防止推進計画（仮称）の策定を予定
(10) 犯罪被害者等	「めざそう！安全・安心・日本一」ひろしまアクションプラン（H28～R2年）
(11) インターネットによる人権侵害	[個人情報保護法]
(12) その他 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別	[拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律]

(2) 「人権課題別分野」別の取組内容の振り返り

女性

取組方針	男女が互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができるよう、(引き続き)啓発を行う。
主な取組内容	<p>・ライフイベント等で離職した女性の再就職、女性の就業継続及び管理職等の指導的立場への登用促進を図るため、企業経営層に向けた女性活躍における意識改革や推進部署の設置、個別支援の実施を行うとともに、女性自身の就業継続・キャリア意欲の向上に資する研修や交流会等を実施した。</p> <p>女性登用着手セミナー参加数(H30～実施)：のべ311人 女性活躍の取組実施における企業個別支援(H30～実施) 38社 女性活躍研修・出前講座 (H28～実施)：就業継続：のべ2,663人、 管理職登用研修(H29～実施)；のべ653人</p> <p>・若年層におけるDVの認識状況の把握及び認識の向上による予防対策のため、県内高等学校2年生及び大学生等を対象とした「若年層におけるデートDVに関する意識調査」の実施とともに相談窓口等啓発チラシを配布した。</p> <p>高等学校2年生等(109校)及び大学生等から16,116票の有効回答を回収(R元年度実績)</p>

社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」の全面施行(H28.4)や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行(H30.5)など、女性活躍を推進するための立法的措置がとられている。 ・SDGS(H27)の17の目標で「5 ジェンダー平等を実現しよう」が設定されるなど、世界的な取組となっているが、ジェンダーシップ指数のランキングで日本は153か国中121位(2020score)にとどまっている。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合〔県政世論調査〕 全体:13.3%〔H26年度〕 14.9%〔H29年度〕 うち女性:7.9%〔H26年度〕 11.0%〔H29年度〕、男性:20.4%〔H26年度〕 19.6%〔H29年度〕 ・県内事業所における指導的立場に占める女性の割合〔目標30.0%:R2年度〕:19.4%〔H27年度〕 19.5%〔R元年度〕 ・配偶者からの暴力について相談できる窓口の認知度〔県政世論調査〕: 「相談窓口として知っているところはない」〔目標8.4%以下〕:16.7%〔H26年度〕 14.9%〔H29年度〕 ・配偶者からの暴力を「相談しなかった」人の割合〔県政世論調査〕:49.0%〔H29年度〕 ・子ども家庭センターにおける相談受付件数:2,319件〔H27年度〕 2,199件〔R元年度〕 ・配偶者暴力事案検挙件数-刑法等検挙数〔県警本部集計〕:184件〔H27年〕 194件〔R元年〕
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・女性がその個性と能力を十分に発揮し、働き続けることができる社会の実現に向け、法整備を含め社会全体の機運は醸成されつつあり、女性の就業率は上昇傾向にあるものの、指導的立場に占める女性の割合は横ばいとなっている。 ・相談窓口の認知度は向上している一方で、配偶者からの暴力を受けたことのある人のうち、「相談しなかった」人が約半数おり、相談への抵抗等があることが考えられる。

関連計画等

「広島県男女共同参画基本計画(第4次)」(H28～R2年度)

「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」(H28～R2年度)

子ども

取組方針	<p>全ての県民が子育てを支え、たくましく健やかに生きる力を持つ子どもたちを育成するための啓発を行う。</p>
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンでの児童虐待の通告義務や相談窓口の広報、講演会の開催などにより、児童虐待防止に向けた理解の促進に取り組んだ。 ・県、教育委員会、県警察、事業者、青少年育成団体等と連携し、インターネットや携帯電話の適正な利用方法についての啓発(チラシの配布、犯罪防止教室の開催等)を実施した。
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人口は減少が続いている。 ・「児童虐待の防止等に関する法律」改正(R2.4)により、親権者等による体罰の禁止が法定化された。 ・インターネット利用の低年齢化が急速に進行している。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の相談処理件数(全県):3,082件〔H27年度〕 4,518件〔R元年度〕 ・虐待相談の経路状況(県3子ども家庭センター)近隣知人:214件11.3%〔H27年度〕 338件12.1%〔R元年度〕 ・児童相談所虐待対応ダイヤル189の認知率(全県):73.4%〔R元年度〕 ・いじめの認知件数(小中高特支合計認知件数):1,582件〔H27年度〕 7,435件〔H30年度〕 ・非行少年の検挙・補導総数:1,569人〔H27年〕 901人〔R元年〕 ・SNSに起因した被害児童数〔広島県警察本部調べ〕:43人〔H25年〕 53人〔R元年〕 ・子供がスマートフォンでインターネットを利用する場合に、フィルタリングを使用している保護者の割合〔広島県県民活動課調べ〕33%〔R2年〕

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待通報ダイヤルの認知率向上に合わせて相談件数も拡大しており、依然として潜在化している虐待があるものと考えられる。 ・インターネットが生活の一部になっているが、ネット上に相手が嫌がることを書き込む等、相手の人権についての認識や、有害情報・ネットに起因する犯罪への意識が十分でない状況がある。
----	---

関連計画等

「ひろしま子供の未来応援プラン」(R2～6年度)

「広島県地域福祉支援計画」(R2～6年度)

高齢者

取組方針	今後とも、高齢者が社会を構成する重要な一員として、健康で生きがいを持って安心して生活できるよう、啓発を行う。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町等と連携して広島県高齢者健康福祉大学校(プラチナ大学)での一般講座及び体験講座を通じて、プラチナ世代の人が地域活動等へ積極的に参画する地域を支える人材として育成した。 プラチナ大学修了者数(目標100人/年:R2年度):48人(H27年度) 59人(R元年度) 修了後の状況(H28～30修了者の終了後アンケート調査結果:R元年度):(現在も)地域活動している68.9% ・高齢者虐待防止のため、介護施設従事者等に対しては高齢者の権利擁護について理解を深め、虐待防止の取組のための研修会を、市町や地域包括ケアセンター職員に対しては高齢者虐待対応研修等を実施した。 ・認知症を正しく理解し、認知症のある人やその家族を温かく見守る認知症サポーター養成講座を市町及び県において実施した。 認知症サポーター養成数(目標269,000人/年:R2年度):194,676人(H27年度) 277,382人(R元年度)
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、県全体の高齢化率は高まるとともに、認知症高齢者も増加が見込まれている。 ・年金支給年齢や定年年齢の引き上げ、継続雇用制度の導入などに伴う高齢者の社会参加活動に対するニーズが「地域活動」から「就労」へ変化している。 ・新たな「高齢社会対策大綱」が閣議決定(H30.2)され、エイジレス社会や地域における生活基盤を整備等の考え方が示された。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の社会活動参加率(県政世論調査) 地域活動のみ:17.6%(H29年度), 地域活動及び就労(目標前回調査より向上:R2年度):31.3%(H29年度) ・高齢者虐待件数(施設内)[県内在住]:18件(H27年度) 25件(R元年度) 高齢者虐待相談件数(施設内)[県内在住]:33件(H27年度) 51件(R元年度) ・高齢者虐待件数(家庭内)[県内在住]:345件(H27年度) 429件(R元年度) 高齢者虐待相談件数(家庭内)[県内在住]:4,431件(H27年度) 5,723件(R元年度)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会活動参加の形が就労へと移行しており、プラチナ大学等の取組に対するニーズが変化している可能性がある。 ・今後の高齢単身世帯の増加や認知症高齢者の増加を踏まえた対応を行っていかねばならない。

関連計画等

「第7期ひろしま高齢者プラン」(H30～R2年度)

「広島県地域福祉支援計画」(R2～6年度)

障害者

取組方針	障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消並びに障害者の自立及び社会参加の支援のための啓発を行う。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、企業団体が、障害についての理解を深める、手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を広げるため、あいサポート研修、あいサポートリーダー研修等を実施するとともに、障害の特性や必要な配慮などをまとめたパンフレットにより啓発を行った。 あいサポーター数(目標 215,000 人: R5 年度): 147,084 人(H27 年度) 240,176 人(R 元年度) ・障害者雇用の理解を深めるため、障害者雇用啓発冊子の作成、障害者雇用企業等見学会等を実施した。 ・障害者虐待防止や通報義務等、障害者、養護者及び事業者等へパンフレットの配布等により普及啓発を行うとともに、市町職員及び障害福祉サービス事業者等を対象とした虐待防止・権利擁護研修を実施した。
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行(H28.4)され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。 ・平成 30 年 4 月から精神障害者が法定雇用率の対象とされ、精神障害者をはじめとする就労を希望する障害者は増加傾向にあり、県内の障害者実雇用率も過去最高を更新しているが、法定雇用率には達していない。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別や偏見があると思う人の割合[内閣府:障害者に関する世論調査] 89.2%(H24 年度) 83.9%(H29 年度) ・障害者実雇用率[県]:1.95%(H27 年度(法定雇用率 2.0%)) 2.18%(R 元年度(法定雇用率 2.2%)) ・擁護者による障害者虐待通報件数[県内在住]:104 件(H27 年度) 95 件(H30 年度) 擁護者による障害者虐待認定件数[県内在住]:30 件(H27 年度) 26 件(H30 年度) ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待通報件数[県内在住]:51 件(H27 年度) 37 件(H30 年度) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待認定件数[県内在住]:7 件(H27 年度) 5 件(H30 年度)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポーター数は順調に伸びているものの、あいサポート研修を受けるなどして参加する人は、あいサポート企業・団体の担当者など一部に限られていることなど、障害者や障害者に関する県民・企業の関心・理解は十分普及していない。 ・県内企業の障害者雇用は進んでいるものの、障害者雇用への理解や障害者の特性に配慮した受入体制の整備がまだ十分ではない。 ・虐待防止・権利擁護研修の参加者が市町職員及び障害福祉サービス事業者を対象にしていることなど、障害者虐待防止や通報義務について、学校や医療機関等への周知が十分ではない。

関連計画等

「第 4 次広島県障害者プラン」(H31 ~ R5 年度)

「広島県地域福祉支援計画」(R2 ~ 6 年度)

同和問題

取組方針	県民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を引き続き推進する。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・隣保館運営等担当者等の市町職員を対象に研修会等を実施し、地域の人権課題を取り巻く現状や取組の共有など、市町の取組を支援するとともに行政や企業等で人権啓発研修を担当する職員等として必要とされる知識を習得するために人権啓発指導者等養成研修を実施した。 ・行政や企業等における同和問題研修を支援するため、同和問題研修資料及び人権啓発冊子の作成・配布や、同和問題への理解を促し、人権意識の醸成を図るため、イベント等で啓発パンフレットの配布を行い、広く周知した。 ・隣保館に対して、国とともに運営費の補助を行い、人権課題解決のための各種啓発事業や生活上の各種相談事業に対し、支援を行った。
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・「部落差別の解消の推進に関する法律」が、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として制定(H28.12)された。 ・インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生している。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・部落差別等の同和問題に関し、現在、起きていると思う人権問題の割合(複数回答)[内閣府:人権擁護に関する世論調査H29年] 1位「結婚問題で周囲の反対を受けること」40.1% 2位「差別的な言動をされること」27.9% 3位「身元調査をされること」27.8% 4位「就職・職場で不利な扱いを受けること」23.5%
課題	・依然として、結婚や就職等における差別意識が存在しているほか、個人を誹謗・中傷する差別的な言動やインターネット上の差別書き込み等が発生している。

アイヌの人々

取組方針	アイヌの人々について正しい理解と認識を深めるための啓発を行う。
主な取組内容	・ヒューマンフェスタにおいてアイヌ民族展(R元)を開催し、アイヌの人々の文化に接し、理解を深める機会を提供した。
社会情勢	・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興等を含めた様々な課題を早急に解決することを目的として施行(R元.5)された。
現状	・令和2年版人権教育・啓発白書では、「アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施していく必要がある。」とされている。
課題	・地理的な関係等から、アイヌの人々について理解や知識を深める機会が足りていない。

外国人

取組方針	本県に居住している外国人が安心して生活できるよう、県民に対し、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、世界の人たちとともに生きていくという意識を育むための啓発を行う。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町や国等の関係機関による情報共有・連携強化の場としてひろしま多文化共生連絡協議会を開催した。 ・ひろしま国際センターに設置している外国人専門相談窓口で、弁護士、司法書士などによる人権相談への対応を行った。 ・新聞広告、ポスターや「人権だより」の作成・配布等により、外国人と人権、多文化共生について啓発を実施した。 ・外国人労働者の雇入れに関して、事業主を対象とするセミナー等において、外国人労働者の適正な雇用や労働条件が確保されるよう普及啓発を行った。
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者数は直近5年(H26年 R元年)で倍以上の増加となっている。 ・県内在留外国人の増加: 42,899人(H27年) 56,898人(R元年) ・県内在留外国人のうち非永住者の占める割合の増加: 54.5%(H27年) 63.8%(R元年) ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」がヘイトスピーチの解消に向け施行(H28.6)された。 ・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行(H29.1)された。 ・「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行(H31.4)され、新たな外国人材受入れのための在留資格「特定技能」が創設された。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流又は支援に関わる県民の割合(県政世論調査): 27.0%(H29年度) ・人権侵害事件の新規開始件数[広島法務局]: 差別待遇のうち、外国人: 2件(H27年) 3件(R元年) ・人権相談件数[広島法務局]: 差別待遇のうち、外国人: 15件(H27年) 4件(R元年) ・過去5年の間に、住む家を探した際、外国人であることを理由に断られた経験[(公財)人権教育啓発推進センター:外国人住民調査]: 39.3%(H28年度) 過去5年の間に、日本で外国人であることを理由に侮蔑されるなど差別的なことを言われた経験[(公財)人権教育啓発推進センター:外国人住民調査]: よくある2.7%、たまにある27.1%(H28年度)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・依然として外国人であることを理由として不当な扱いを受けた事案が発生している。 ・在留資格「特定技能」の導入による外国人の増加が見込まれるなど、これまで以上に外国人と地域とのつながりが希薄になり、外国人の社会的な孤立を強める恐れがある。

HIV感染者等及びハンセン病回復者等

取組方針	患者等個人の意思や人権を尊重するとともに、あらゆる機会を通じて感染症に対する正しい知識の普及啓発を行う。
主な取組内容	感染者等 <ul style="list-style-type: none"> ・「世界エイズデー」のキャンペーンを行い、パンフレット配布やステージでの講演等により、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)について正しい知識や検査方法について周知した。 ・中・高等学校の教員を対象に、HIVについての研修会を開催することにより、若年者への周知を図った。
	回復者等 <ul style="list-style-type: none"> ・入所者訪問、里帰り・社会復帰支援等を実施した。 ・ハンセン病の普及啓発(パネル展)を開催した。

社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」改正(H30.1)。 ・「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」閣議決定・公表(R元.7) ・「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行(R元.11) ・厚労省は全国の主な新聞に、ハンセン病元患者家族に対する謝罪広告を掲載(R2.3) ・新型コロナウイルス感染者や治療に当たる者への偏見や差別が社会問題となった。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談件数[広島法務局]差別待遇のうち、HIV感染者:2件(H27年) 0件(R元年) ・人権相談件数[広島法務局]差別待遇のうちハンセン病患者:0件(H27年) 0件(R元年)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症による患者やその家族・医療従事者等に対する不当な対応が発生するなど、新たな差別事案が顕在化した。

関連計画等

「広島県感染症予防計画」(R元)

刑を終えて出所した人

取組方針	刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を行う。
主な取組内容	・犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちが、再び地域社会に受け入れられるよう、広島保護観察所等と連携した広島駅における街頭広報や県ホームページ・県民ギャラリーを活用した啓発を実施した。
社会情勢	・「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行(H28.12)により、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進する等、再犯防止施策を推進することとされ、同法に基づき「再犯防止推進計画」が閣議決定(H29.12)された。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪をした人の立ち直りに協力したいと「思う」とする者の割合[内閣府:再犯防止対策に関する世論調査]: 59.1%(H25年) 53.5%(H30年) ・協力をしたいと思わない理由(複数回答)[内閣府:再犯防止対策に関する世論調査H30年]: 1位「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」44.9% 2位「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」43.0% 3位「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」35.5%
課題	・一般の方の刑を終えて出所した人に関わることへの不安感・抵抗感は依然として根強い状況にある。

関連計画等

「広島県再犯防止推進計画」(仮称)の策定を予定

犯罪被害者等

取組方針	犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益の保護など、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発を積極的に行う。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口を運営するとともに、相談窓口カードの配架、チラシ配布や県ホームページ等での相談窓口の認知度向上を図った。 ・性被害相談窓口「性被害ワンストップセンターひろしま」をH28.8月～H29年度末まで試行運営し、その検証結果を踏まえてあるべき姿を取りまとめ、H30年度から本格運営を開始した。また、他人の目を気にせず見ることができるトイレにステッカーを掲示して相談窓口の浸透を図った。

主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供・相談に当たっての基礎的知識及び実践を想定した具体的対応の習得を目的とした市町、関係機関・団体職員を対象とした研修会を開催した。 ・「犯罪被害者週間」にあわせ、広報啓発街頭キャンペーンや被害者支援講演会等を(公社)広島被害者支援センター等と連携して実施した。
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令」「同規則」が改正(H30.4)され、支給制限の緩和や給付金額の増額等が図られた。 ・性犯罪被害相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号(#8103)がH29年に導入された。 ・性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定(R2.6)され、被害者支援の充実、教育・啓発の強化に取り組むこととされた。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・申告率(令和元年度犯罪白書(全国値)) 暴行・脅迫 41%、振り込め詐欺 44%、性的事件 14.3%等 ・(県政世論調査) 犯罪被害者支援窓口の認知度(目標 30%以下): 窓口を知らない 38.2%(H29年度) ・相談件数(犯罪被害者等支援総合窓口): 31件(H27年度) 33件(R元年度)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害の申告率は、被害態様によって差があるが、犯罪によっては、捜査機関に被害を届けでない被害者が相当数存在する。特に性犯罪・性暴力において顕著となっている。 ・犯罪被害者等支援窓口を知らない人の割合は 38.2%に留まっている。

関連計画等

「めざそう！安全・安心・日本一」ひろしまアクションプラン」(H28～R2年)

インターネットによる人権侵害

取組方針	個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解が深めるための啓発を行う。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページに個人情報保護法及び広島県個人情報保護条例の制度の概要を掲載し、普及啓発を図るとともに、「インターネット上で個人情報を守るためのポイント」を掲載し、注意を促した。 ・サイバー犯罪被害防止のための講演、セミナーを開催、広報資料の発信等の広報啓発活動を実施した。 <p>サイバー犯罪被害防止のための講演件数・参加人数[県警本部集計]: 415回・93,887人(H27年度) 919回 152,505人(R元年度)</p>
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護法」が改正(H27.9)・全面施行(H29.5)され、個人情報を取り扱うすべての事業者に同法が適用されることとなった。 ・ネット中傷を受けた被害者が死亡したことを受け、投稿者特定をしやすくするため電話番号を被害者から事業者に対する情報開示対象に追加することを柱とした制度見直しが検討されている。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット利用率及び機器別利用状況(広島県・個人)[総務省:通信利用動向調査]:(H30年) インターネット利用率:80.2%、年齢階層別にみると13歳～59歳までは各階層で9割を超える。 スマートフォン利用率(複数回答):57.1%(機種別1位) ・インターネット掲示板への書き込みをめぐるトラブル等の相談件数[県警本部集計]: 4,006件(H27年度) 4,433件(R元年度) ・インターネット上の人権侵害事件新規開始件数[法務省:全国]:1,736件(H27年) 1,985件(R元年)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンなどの通信機器の機能向上や SNS の利用者の拡大などにより、人権侵害事案等が拡大している。

その他

取組方針	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の問題，性的指向や性自認を理由とする偏見や差別など，その他の人権に係る課題について啓発を行う。 また，新たに生じる人権問題についても，それぞれの状況に応じて，啓発の検討を行う。
------	---

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の問題

主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターや電光掲示板掲示，警察メールマガジン，ケーブルテレビによる広報を実施した。 ・「ヒューマンフェスタひろしま」において，アニメ「めぐみ」の上映や啓発パネルの展示，資料の配布を実施した。 ・県ホームページなどによる広報，県庁舎への懸垂幕やポスターの掲示，県庁ギャラリーへの啓発パネル展示，啓発パネルの市町巡回展示などを実施した。 ・国，広島市等と共催で「拉致問題を考える国民の集い」を実施した。 ・拉致問題をテーマとした舞台劇の公演や映画の上映会を実施した。
社会情勢	・拉致被害者家族の高齢化が進んでいる。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・人権侵犯事件の新規開始件数〔広島法務局〕北朝鮮当局によって拉致された被害者等：0件（H27年） 0件（R元年） ・人権相談件数〔広島法務局〕北朝鮮当局によって拉致された被害者等：0件（H27年） 0件（R元年）
課題	・拉致問題を早期に解決するため，拉致問題に関する幅広い国民世論の形成を行っていかなければならない。

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別

主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）広島県男女共同参画財団による LGBT 電話相談窓口の設置（H29）・運営の支援及びチラシ等に相談窓口の周知を図った。 ・（一社）広島県精神保健福祉協会による精神保健福祉相談（こころの電話）の実施及び相談窓口の周知を図った。 ・県，市町，学校関係者，企業等を対象とした LGBT 研修会等を開催した。 ・性的少数者についての理解の促進のために人権啓発冊子「性の多様性ってどういうこと～私たちの性は多様です」を作成・配布した。
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・渋谷区は，自治体による日本初の同性間のパートナーシップを認める条例を制定（H27.4）した。令和2年1月末時点でパートナーシップ証明の制度がある自治体数は34（R2.1末時点）となっている。 ・月刊誌に衆院議員の LGBT についての寄稿文が掲載され，大きな波紋を呼んだことなどから，社会の関心が高まった。（H30） ・避難所で性的少数者ゆえの困りごとやつらさを誰にもいえないため，十分な支援を受けられなくなる場合があることが分かってきた。

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談件数[広島法務局]差別待遇のうち,性的指向:15件(H27年) 4件(R元年) ・人権相談件数[広島法務局]差別待遇のうち,性同一性障害/H30~性自認:5件(H27年) 2件(R元年) ・LGBTが性的少数者の総称のひとつと知っていますか[電通調査]:知っている 37.6%(H27年) 68.5%(H30年) ・当事者であることのカミングアウトの有無[電通調査]:誰にもカミングアウトしていない65.1%(H30年) ・勤務先で行われている性的マイノリティに関する取組の有無[厚労省委託事業:全国]:労働者回答 22.1%(R元年)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「LGBT」ということばの認知度は急速に高まってきたが,正しい情報の周知や理解が十分ではない。

(3) 啓発手法別の取組状況

様々な啓発手法により人権啓発に取り組んでおり,とりわけ「④県民参加型の啓発活動」や「⑩文献・資料の充実」では人権課題別分野の枠を越え,分野間で連携したイベントを開催したり,全分野を包括した啓発冊子を発行することで効率化を図った。

一方で,「⑩文献・資料の充実」や「⑪内容・手法による調査・研究」の啓発手法の取組数(実数)が一桁にとどまったほか,「⑫マスメディアの活用」では費用等の面で,「⑬スポーツ組織などとの連携協力」では費用やスケジュール等の面で難しい分野があった。

次期プランでは,これまでの取組に加え,啓発対象者が重複するなど,関係性の深い分野に対する啓発を統一的に実施するなど,関係局間で連携した取組などを進めていく必要がある。

【参考】

(取組件数¹:件)

啓発手法 人権 課題別分野	④ 県民参加 型の啓発 活動	⑤ 実施主体 間の連携	⑥ 担当者の 育成 ²	⑩ 文献・資 料の充実	⑪ 内容・手法 による調 査・研究	⑫ マスメ ディアの 活用	⑬ インターネット等 IT関連技 術の活用	⑭ スポーツ組織 などとの連 携・協力	その他 (相談, 当事者対象 研修等)	
女性	1	3	3	4	1	1	5	0	13	
子ども	2	3	1	2	1	1	1	1	8	
高齢者	3	4	5	2	1	1	3	0	8	
障害者	4	3	3	3	1	1	2	0	7	
同和問題	1	1	2	3	1	0	1	0	1	
アイヌの人々	1	0	0	2	1	0	0	0	0	
外国人	1	1	2	2	1	1	2	1	2	
HIV/ハセソ病	1	1	2	2	1	0	0	0	2	
刑を終えて出所した人	0	1	0	2	1	0	1	0	0	
犯罪被害者等	2	3	2	2	1	1	1	0	5	
インターネット	1	0	2	2	1	0	1	0	3	
その他:北朝鮮	1	0	0	2	1	2	2	0	2	
その他:性的指向等	1	1	1	3	1	1	0	0	2	
その他:その他	1	0	0	1	0	0	1	0	0	
合計	延べ	20	21	23	32	13	9	20	2	53
	実数 ³	8	21	19	7	1	4	13	2	52

1 1つの事業であっても,様々な手法により取り組んでいる場合は,複数回カウントしている。

2 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者を対象に人権課題を限定しない研修等を別の実施している。

3 実数とは,1つの取組は,啓発手法ごとに1回だけカウントしたもの。

(4) 総括

県民を対象とした総合的な人権イベントの実施や正しい知識の普及のための啓発冊子による情報発信、また各分野においても講演会や市町職員等を対象とした研修会など、さまざまな人権啓発に取り組んできたが、依然として人権侵害事案が発生するなど、人権尊重に関する意識改革は十分でなく、引き続き取組を続けていく。

更に、LGBTという言葉の認知度が高まるなど性的指向や性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って顕在化した不当な対応や、インターネット上の人権侵害事案の発生などの新たな課題についても、対応していくことが必要となっている。

また、各分野で実施されている啓発について、実施内容、時期、対象などを踏まえて更に連携を図ることで、より効果的・効率的な人権啓発ができるような仕組みづくりを行っていくことが必要である。

4 次期プランの施策体系等への反映

現行プランの振り返りや社会情勢の変化等を踏まえ、次期プランを次のとおりとする。

(1) 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)(5年間)

(2) 目指す姿(5年後の人権啓発の姿)

- 個々人の性別、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発が行われるとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組が行われています。
- 県民が多様性に関する正しい知識を得る機会や、課題に合わせた体験学習など日常生活の中に反映されるような実践的な講座に参加できる機会が増えています。

モニタリング指標	現状値
日常生活の中で、人権が尊重されていると感じている人の割合 【県政世論調査】	51.7%(H23) 44.3%(H26) 43.5%(H29) 調査(R2)

「県民意識調査」の新規項目に加えることで毎年度チェックできるよう調整する。

(3) プランの構成

目指す姿と基本的な考え方

【目指す姿】(5年後の人権啓発の姿)

【基本的な考え方】

人権啓発を行う上で、普遍的な視点について基本的な考え方を記載する。

- ・人権に関する基本的な知識の習得
- ・個性を尊重する意識の醸成
- ・実際の行動への反映

分野別の取組

取組分野
(1) 女性
(2) 子ども
(3) 高齢者
(4) 障害者
(5) 同和問題
(6) 外国人
(7) 性的指向・性自認
(8) 感染症患者等
(9) 刑を終えて出所した人
(10) 犯罪被害者等
(11) インターネットによる人権侵害
(12) 国及び他団体と協力していく分野 北朝鮮当局による拉致問題等 アイヌの人々

効果的な啓発の実施

啓発分野ごとの連携及び時機をとらえた広報など、効果的と考えられる啓発手法について個別に記載する。

プランの推進

プランに定められた啓発の取組をより効果的にするために、定期的な実施状況の確認とフォローアップや好事例の共有化などの取組について記載する。

(4) 取組内容

次のとおり分野ごとに取組の基本方針を設定し、その基本方針に基づき取り組む。

女性

取組の基本方針	性別に基づく差別や権利侵害の根絶及び性別による役割分担意識の是正に向けた意識変革を図る啓発を行うとともに、男女がともに意欲と適性に応じて能力を発揮でき、ライフイベントと両立しながら安心して働き続けることができる環境づくりに向けた理解促進を図る。
具体的取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な立場の県民、特に、男性が男女共同参画に関する理解を深め行動することができるよう、多様な機会や情報手段により啓発や学習情報を提供する。 ・配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力、売買春、セクシャルハラスメント、ストーカー事案など、あらゆる暴力の根絶に向けて、人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発を行う。 ・職場における女性活躍を推進するための経営者等に対する意識改革の促進、就業継続やキャリアアップに向けた女性自身の意欲向上の支援、男性の育児休業取得促進に向けた働きかけを強化する。 など
関連指標	<p>【「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層における交際相手からの暴力(デートDV)の認知度 50%以上[R元] 【その他】(調整中) ・女性(25～44歳)の就業率 現状値 72.3%[H27] 目標 82.5%[R7] ・県内事業所における指導的立場に占める女性の割合 現状値 19.5%[R元] 目標 25.0%[R7] ・男性の育児休業取得率 現状値 7.3%[H30] 目標値 30.0%[R7]

子ども

取組の基本方針	児童虐待をはじめとした子供の人権侵害を防ぐとともに、子供の健やかな育成のための情報提供や啓発に取り組む。
具体的取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル等について広く県民へ周知する。 ・子供への体罰禁止や児童虐待の子供に及ぼす悪影響について保護者や県民へ周知する。 ・インターネット等の適正な使用について子供、保護者や青少年活動に携わる人等への広報啓発を行う。 など
関連指標	<p>【「ひろしま子供の未来応援プラン」より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合 76.0%[H30] 目標 83.0%[R6] ・児童虐待により死亡した児童数 0人[H30] 目標0人[R6] ・いじめの解消率(公立小・中・高・特別支援学校) 83.0%[H30] 目標 83.6%[R6]

高齢者

取組の基本方針	高齢者が活躍できる環境づくりに向けた啓発や認知症、虐待等の正しい知識の普及啓発を行う。
具体的取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の通報義務や相談窓口について、県民及び養介護施設等に広報を行い、虐待防止と虐待発見時に速やかに通報するよう周知する。 ・認知症に関する正しい理解を更に促進するため、啓発イベントを実施する。 ・高齢者雇用に対する企業の理解を促進するため、取組事例等の周知啓発を行う。 ・認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を進め、実際に地域で活躍できるよう、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための取組を推進する。 など
関連指標	<p>【「ひろしま高齢者プラン」より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成数：269,000人[R2] 目標 362,000人[R7] <p>【「地域福祉課資料」より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待件数(施設内)[県内在住]：25件[R元] 高年齢者虐待相談件数(施設内)[県内在住]：51件[R元] ・高齢者虐待件数(家庭内)[県内在住]：429件[R元] 高年齢者虐待相談件数(家庭内)[県内在住]：5,723件[R元]

障害者

取組の基本方針	障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発を実施する。
具体的取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の特性や必要な配慮について理解し実践につなげるための出前講座や研修を企業・団体、地域、学校等を対象に実施する。 ・障害者雇用に関する啓発資料の作成・配布等による企業等への広報・啓発、障害者雇用企業見学会等の実施により障害者雇用のノウハウの展開を図る。 ・障害者虐待の未然防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等への普及啓発活動を行う。 など
関連指標	<p>【「第4次広島県障害者プラン」より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合 61.8%[H29.8内閣府世論調査] 70.0%[R5県独自調査] ・あいサポーター数 240,176人[R元] 目標 215,000人[R5] R元実績を踏まえ、目標値は別途検討【その他】(調整中) ・民間企業の障害者実雇用率 2.18%[R元] 法定雇用率 以上[R5] 法定雇用率は障害者の雇用状況等により算定・改定される。現在は2.2%(R2現在)

同和問題

取組の基本方針	同和地区出身者であることなどを理由とした差別等を防止するため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行う。
具体的取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員や企業等の人権啓発担当者、隣保館運営等担当者などに対して、研修等を実施し、人材の育成を図る。 ・公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が確保されるよう、事業主に対して啓発する。 ・社会福祉施設である隣保館が福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や啓発活動を行うための支援を行う。 ・インターネットを利用した人権侵害を無くすため、人権尊重の意識を高める啓発を行う。 など
関連指標	<p>【「法務省人権擁護局の資料」より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権侵犯事件の新規開始件数[広島法務局]: 部落差別[同和問題] 10件[R元] ・人権相談件数[広島法務局]: 部落差別[同和問題] 12件[R元]

外国人

取組の基本方針	異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行う。
具体的取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生社会を目指し、人権尊重を人類共通の課題として、グローバルな視野で考えるとともに、一人ひとりが暮らしの中の問題として、身近なところから行動できるよう、関連情報を提供し、人権意識の高揚を図る。 ・外国人労働者の受入や就労に伴う課題解決のための対応事例、対策やノウハウなど、有益な情報を提供するセミナーの開催やガイドブックの作成・配布等による事業主への普及啓発を行う。 など
関連指標	<p>【「県政世論調査」より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流又は支援に関わる県民の割合 27.0% [H29] <p>【「法務省人権擁護局の資料」より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権侵犯事件の新規開始件数[広島法務局]: 外国人に対する差別待遇 3件[R元] ・人権相談件数[広島法務局]: 外国人に対する差別待遇 4件[R元]

性的指向・性自認

取組の基本方針	性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認め合う意識の醸成に向けた啓発を行う。
具体的取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性についての啓発冊子の配付・ホームページ掲載等により県民へ性的指向・性自認についての正しい情報を提供する。 ・企業や学校等における人権啓発の担当者等を対象として研修会を開催する。 ・関係団体と連携し、相談窓口の更なる周知を行う。 など
関連指標	<p>【「法務省人権擁護局の資料」より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権侵犯事件の新規開始件数[広島法務局]:性的指向及び性自認に対する差別待遇 0件[R元] ・人権相談件数[広島法務局]:性的指向及び性自認に対する差別待遇 6件[R元](性的指向4件,性自認2件)

感染症患者等

取組の基本方針	感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及を図る。
具体的取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・HIV感染症及びハンセン病に関する正しい知識と理解を普及する。 ・新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害防止のための啓発を行う。 など
関連指標	<p>【「法務省人権擁護局の資料」より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権侵犯事件の新規開始件数[広島法務局]:疾病患者に対する差別待遇 0件[R元] ・人権相談件数[広島法務局]:疾病患者に対する差別待遇 1件[R元](HIV感染者0件,ハンセン病患者0件,その他疾病患者1件)

刑を終えて出所した人

取組の基本方針	刑を終えて出所した人に対する一般の方の不安感や抵抗感を軽減し、そうした人の社会復帰を進めるための啓発を行う。
具体的取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・刑を終えて出所した人たちが、再び地域社会に受け入れられるよう、他機関等と連携した啓発を行う。 ・刑を終えて出所した人が抱える生きづらさについて、立ち直り支援に関わる者など関係者間において情報共有や研修等を実施する。 など
関連指標	今年度策定予定の「再犯防止推進計画」(仮称)において設定。

犯罪被害者等

取組の基本方針	犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、県民の理解や共感を深めるための啓発を行う。
具体的取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の置かれた状況に対する県民の理解を深め、犯罪被害者等支援の必要性などに関する広報・啓発活動を実施する。 ・犯罪被害者等に関する相談窓口の更なる周知を行う。 など
関連指標	<p>【その他】(調整中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援相談窓口を知らない人の割合 38.2%[H29] 目標 25%以下[R7]

インターネットによる人権侵害

取組の基本方針	インターネットを通じた、個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、適正なインターネット利用や被害を受けた場合の救済手段の周知啓発を行う。
具体的取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する正しい理解を深めるため、県民や個人情報を取り扱う事業者に対して、広く個人情報保護制度の周知・啓発を行う。 ・サイバー犯罪被害防止のための講演、セミナーの開催及び広報資料の発信等の啓発を行う。 など
関連指標	<p>【「県警本部集計」より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット掲示板への書き込みをめぐるトラブル等の相談件数 4,433件[R元]

国及び他団体と協力していく分野

本県単独で行うよりも国や他団体と連携して全国で統一した啓発や正しい知識の普及に取り組むことが適切な分野。

北朝鮮当局による拉致問題等

取組の基本方針	北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていく。
具体的取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報物を活用した拉致問題についての県民へ周知する。 ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心とした広報活動を実施する。 ・県民を対象とした人権イベントにおいて、資料展示やDVD上映などを実施する。 など
関連指標	<p>【「法務省人権擁護局の資料」より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権侵犯事件の新規開始件数[広島法務局]:北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯 0件[R元] ・人権相談件数[広島法務局]:北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯 0件[R元]

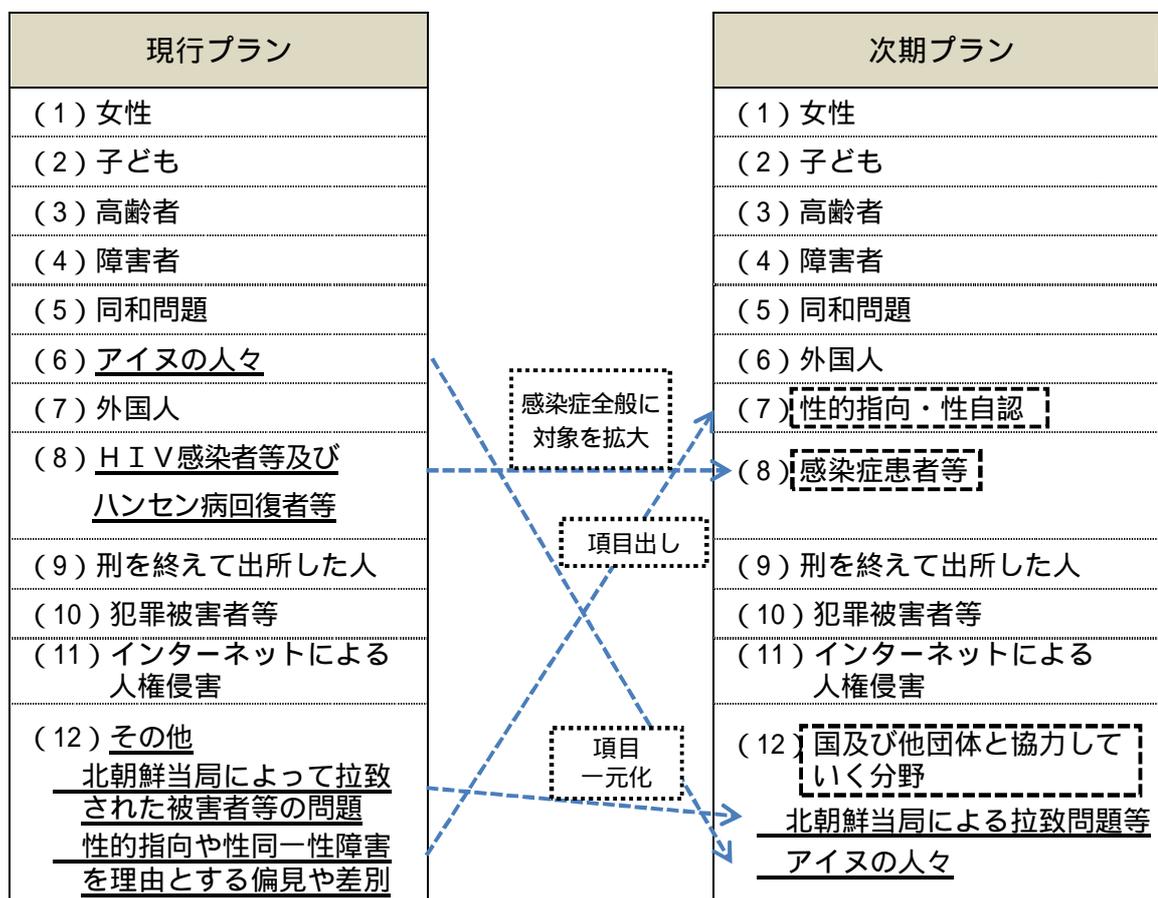
アイヌの人々

取組の基本方針	先住民族であるアイヌの人々について、歴史や文化を含めた正しい知識を啓発する。
具体的取組例	・人権啓発物でアイヌの人々の人権について紹介する。 など
関連指標	【「法務省人権擁護局の資料」より】 ・人権侵犯事件の新規開始件数[広島法務局]アイヌの人々に対する差別待遇 0件[R元] ・人権相談件数[広島法務局]:アイヌの人々に対する差別待遇 0件[R元]

5 今後のスケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現行計画検証	骨子案		素案		最終案		策定	
経営戦略会議	骨子		素案				報告	
県議会 常任委員会	骨子		素案				報告	
パブリック コメント					パブコメ			

【参考】 次期プランの見直しイメージ



- 県独自で行うよりも、国等と協力することが効果的な「アイヌの人々」「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の問題」については、「国及び他団体と協力していく分野」を新たに立てて取組を推進していく。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、医療従事者や感染者等への誹謗・中傷などの人権侵害が顕在化したことを受け、現行プランの「HIV感染者等及びハンセン病回復者等」を、「感染症患者等」と変更し、HIV感染者等及びハンセン病回復者等を含めた感染症全般に対する取組を推進していく。
- 社会情勢を踏まえ、「その他」の中の1項目に位置づけていた「性的指向や性自認を理由とする偏見や差別」は、「性的指向・性自認」という分野を新たに立てて取組を推進していく。